

参考様式第1号

平成28年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 主体的市民の会 荒木明美

伝票番号 13

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		28年12月2日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費
支払先 函館 蔦屋書店		支払金額 7,020円	
摘要（品名）	数量	単価	金額
Q&A小中一貫教育	1冊	—	2,916円
授業づくりネットワーク人工知能（AI）と授業	1冊	—	1,512円
これからの義務教育と学校力の構築	1冊	—	2,592円

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領収書
主体的市民の会 荒木明美様

領収日 2016年12月02日
領収書No. 0018257869
(伝票 No. 0018257869)

¥7,020-(税込)

(内 税抜 ¥6,500- 消費税 ¥520-)

・Q&A小中一貫教育
但し、授業づくりネットワーク人工知能(AI)と授業
・これからの義務教育と学校力の構築

上記正に領収いたしました 扱者
函館 蔦屋書店 0138-47-2600
北海道函館市石川町85番1号

3冊書籍として



参考様式第1号

平成28年度

政務活動費支出伝票（一般）

会派名 主体的市民の会 荒木明美

伝票番号 14

代表者	経理責任者	支出年月日	区分		
		28年12月9日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費		
支払先 函館 蔦屋書店		支払金額 7,128円			
摘要（品名）		数量	単価	金額	
よくわかる！新しい介護保険のしくみ		1冊	—	2,808円	
介護経営白書2014-2015年版		1冊	—	4,320円	

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

【領収書等貼付欄】

領収書
主体的市民の会 荒木明美様

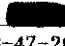
領収日 2016年12月09日
領収書No. 0027268979
(伝票 No. 0027268979)

¥7,128-(税込)

(内 税抜 ¥6,600- 消費税 ¥528-)

よくわかる！新しい介護保険のしくみ
但し、介護経営白書2014-2015年版

上記正に領収いたしました

撥者 
0138-47-2600

函館 蔦屋書店
北海道函館市石川町85番1号




参考様式第2号

平成28年度

政務活動費支出伝票（旅費）

会派名 主体的市民の会

伝票番号 15

旅行承認年月日	代表者	経理責任者	支払年月日	区 分
平成28年12月9日			平成29年12月12日	・調査研究費 研修費
	氏 名	金 額	受領印	受領年月日
1	荒木 明美	37,880円		平成29年12月12日
2				年 月 日
3				年 月 日
4				年 月 日
5				年 月 日
支払金額合計		37,880円		
旅行の目的 第6回女性議員パワーアップ集中講座参加のため。				
用務地 東京都千代田区				
旅行の行程			旅費の内訳（1人当たり）	
1/10	函館→羽田（ANA）		路線バス, 私鉄	
1/11	東京滞在		J R	
1/12	羽田→函館（ANA）		航空賃	25,880円
/			日 当	9,000円
/			宿泊費	
/			参加費	3,000円
/			その他	
/			合 計	37,880円

領収書等は、別紙に貼付のこと（重ならないよう留意）

(参考様式 別紙1)

研修会、意見交換会、報告会等の会議（開催・参加）の概要

区 分	内 容	
会議等の名称	「第6回女性議員パワーアップ集中講座」	
会議等の目的	昨年も参加した講座であるが、各地方においても課題となっている以下3点について研修を受けることで、議員としての今後の活動に資する情報を得ることを目的とする。 1：性産業から少女たちを守る～安心できる居場所と支援を 2：原発事故避難者～基礎自治体のできること 3：議会改革をすすめよう～多様な政治参加を私たちの手で	
日 時	平成29年 1月 11日（水） 10:00～16:45	
場 所	参議院議員会館	
出席者	出席議員氏名	荒木明美
	講師等の氏名	仁藤夢乃氏他
	その他参加者	約70人
支出内訳		
旅費	25,880×1人=25,880	金額 25,880円
参加費	3,000×1人=3,000	3,000円
日当	3,000×3=9,000	9,000円
合 計		37,880円

出張報告書

平成29年 1月 31日

主体的市民の会 荒木明美 様

出張者氏名 荒木明美



下記のとおり出張したので報告します。

記

1 出張期間	平成29年1月10日 ~ 29年 1月 12日 (3日間)
2 用務地	② 1月 11日 東京都千代田区
	② 月 日 市・町
	③ 月 日 市・町
	④ 月 日 市・町
3 出張概要	第6回女性議員パワーアップ集中講座 日時：平成29年 1月 11日 (水) 10 : 00 ~ 17 : 00 場所：参議院議員会館 主催：全国フェミニスト議員連盟
4 所見	別紙のとおり。
備考	

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日
26743-0

2016年12月12日
函館東雲

時間 18時24分

お支払い金額
25,880円

ANA(全日本空輸株式会社)



お客様氏名

主体的市民の会 荒木明美

下記予約を承っております。

全1名 全2旅程分の金額です。

出発日	便名	区間	出発時刻	出発日	便名	区間	出発時刻
01/10	ANA556	函館 - 羽田	1455	01/12	ANA4759	羽田 - 函館	1440

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先：
電話：

会員専用デスク
0570-029-767

受付時間： 06:30-22:00

東京03-6741-8800

大阪06-7637-8800

札幌011-726-8800

福岡092-752-8800 沖縄098-861-8800

収納代行会社
ウエルネット株式会社

申込No. : 2674373476627990

この明細書は大切に保管してください。

領 収 証

2017年1月11日

主体的市民の会 荒木明美様

73,000

第6回女性議員パワーアップ集中講座参加費

茅ヶ崎市鶴が台14-5-202 小磯妙子気付

全国フェミニスト議員連盟

専業会計担当 村越まり子

搭乗証明書 CERTIFICATE FOR BOARDING

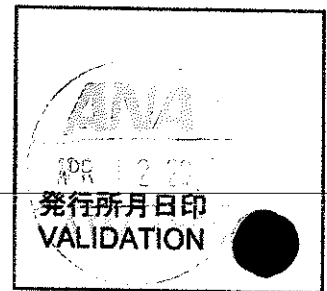
下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

This is to certify that the passenger has been on board our flight as indicated above.

記

1. お客様氏名 Passenger's Name	アラキ アケミ 様
2. 月日 Date	2017 / 1 / 10
3. 便名 Flight Number	ANA 556 便
4. 区間 Sector	函館 — 羽田
5. 出発時刻 Departure Time	14 : 55
6. 備考 Remarks	

ANA



搭乗証明書 CERTIFICATE FOR BOARDING

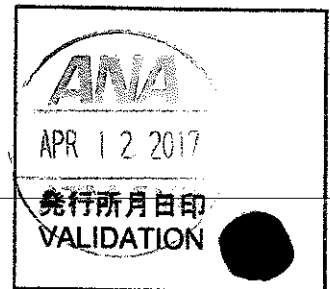
下記の通り、ご搭乗されたことを証明いたします。

This is to certify that the passenger has been on board our flight as indicated above.

記

1. お客様氏名 Passenger's Name	アラキ アケミ 様
2. 月日 Date	2017 / 1 / 12
3. 便名 Flight Number	ANA 4759 便
4. 区間 Sector	羽田 — 函館
5. 出発時刻 Departure Time	14 : 40
6. 備考 Remarks	

ANA



第6回

全国フェミニスト議員連盟

女性議員パワーアップ集中講座

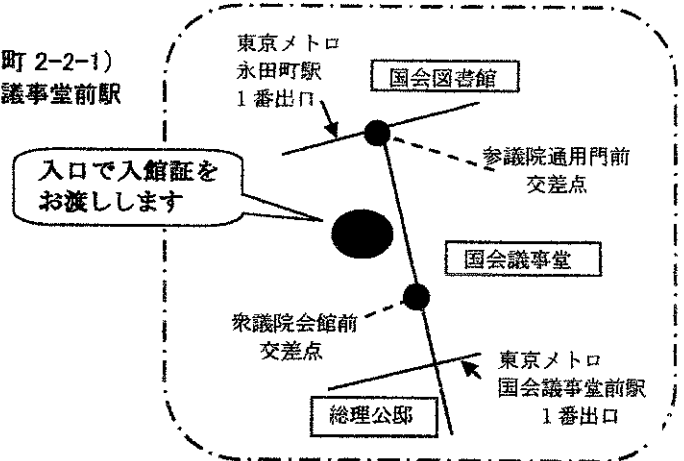
好評のパワーアップ講座は、全国フェミニスト議員連盟ならではの内容です。ふるってご参加ください。

【日時】 2017年1月11日(水) 10:00~17:00(受付開始 9:30)

【会場】 参議院議員会館(予定)
(千代田区永田町 2-2-1)
有楽町線・永田町駅/丸の内線・国会議事堂前駅
徒歩 5分

【参加費】 会 員: 議員 3,000円
 市民 1,000円
非会 員: 議員 5,000円
 市民 1,500円

参加申し込みは info@afer.jp へ



準備の都合上 1月7日(土)までの申し込みに ご協力ください
お弁当(1000円)の申し込みも1月7日までです
※議員会館の食堂・コンビニをご利用いただくことも可能です

講座Iは完全予約制です。
ご住所・所属・連絡先とお名前を上記
アドレスまでお知らせください。

《プログラム》

【10:00~12:00】 講座I: 性産業から少女たちをまもる~安心できる居場所と支援を

繁華街をさまよいJKビジネスに取り込まれる少女たちに必要なのは、規制だけでなくあたたかな居場所と、信頼できる人との接点です。貧困や孤立との関係、SNSの問題など現場を知る仁藤さんに学び、私たちにできることを考えます。

講師: 仁藤夢乃さん
(一般社団法人Colabo代表)
報告: 警視庁の調査から
(担当者交渉中)

【12:00~13:00】 休憩(昼食)

【13:00~15:00】 講座II: 原発事故避難者~基礎自治体のできること

2017年3月の避難指示解除に伴う住宅支援の打ち切りが目前になっています。国や県の政策状況、自治体の支援状況とともに避難者の実情を知り、自治体のできることを考えます。

満田夏花さん(避難の協同センター/FoEJapan)
武藤類子さん(原発事故被害者団体連絡会
(略称ひだんれん)共同代表)

【15:15~16:45】 講座III: 議会改革をすすめよう~多様な政治参加を私たちの手で

誰もが活動しやすく多様な声が反映される議会をつくる——
出産・育児の制度づくり(松田典子越谷市議)や超党派女性議員による政策提案(中田京松戸市議)、議会基本条例(遠藤めい子多摩市議)、市民との連携など事例報告から意見交換します。

報告: 全国の会員から
コメンテーター: 福嶋浩彦さん
(元我孫子市長 元消費者庁長官)

終了後に交流会を予定しています(事前申し込みをしていただくと助かります)

facebook 全国フェミニスト議員連盟でも
ご紹介しています

全国フェミニスト議員連盟 事務局
〒253-0003
茅ヶ崎市鶴が台 14-5-202 (小磯)

第6回 女性議員パワーアップ集中講座 研修報告・所見

主体的市民の会 荒木明美

日時：平成29年1月11日(水) 10:00～17:00

会場：参議院議員会館

プログラム：

- 1) 性産業から少女たちをまもる～安心できる居場所と支援を
講師：仁藤夢乃 報告：警視庁 JK ビジネス犯罪防止対策担当者
- 2) 原発事故避難者～基礎自治体のできること 満田夏花 武藤類子
- 3) 議会改革をすすめよう～多様な政治参加を私たちの手で
報告：全国会員 コメントーター：福嶋浩彦

所見：

- 1) 講師は、一般社団法人 Colabo 代表 仁藤夢乃氏。

講師の仁藤さんは、彼女の著書タイトルと同様、高校時代に「難民高校生」であった（著書は『難民高校生-絶望社会を生きぬく「私たち」のリアル』（英治出版）。彼女が高校生時代に渋谷等の繁華街に出ると、困った中高生に声をかける大人がいる。高校生なのでキャバクラへのスカウトは諦めるが、メイド喫茶は危険ではないから…といったように。そして彼女もその道に足を踏み入れた。そこから抜け出すことが出来たのは、共に汗を流し、考え、怒り、泣き、笑い、感じてくれる大人との出会いによってであった。行政には支援の窓口がある、用意しているのだからそこに来ればよい、という健全すぎる支援・マニュアル対応では救えない人がある。相談窓口に行けない・行かない子ども達の背景にある自信がないこと、諦めていること。

高校生を取り巻く環境は、小中学生（こどもの貧困）同様になかなか見えにくい、孤立する子どもが増えている。複数の問題を多重に抱えている子どもが多い。例）貧困、虐待、親の病気、障害、精神疾患、高校中退、不登校、いじめ、家族の自死、妊娠・中絶、性被害など。自己責任論の中で間違った自立心から「助けて」と言えない子どもが多く、自分の人生を半ば諦めざるを得ない人も多い。

全国の虐待通告は10万3260件、10代の予期せぬ妊娠中絶は2万件、10代の自殺者数年間500人以上、高校中退年間約5万人、不登校は中学で9.5万人、高校で5.6万人、自傷行為は10人に1人。

心から信頼できる大人との出会いによって足抜けできた彼女は、Colabo という活動を始める。Colabo の活動は、1. 夜間巡回・相談 2. 基礎的支援（同行支援、食事・風呂・衣類提供など） 3. 一時シェルター 4. 自助グループの運営 5. 啓発・研修

衣食住+関係性を失くした子どもたちのために、衣（生きていくための知恵、身を守る術）、食（今日食べるもの、食べていくための職、食卓を囲む機会）、住（安心して過ごせる・眠れる家、帰りたいと思える家）、関係性（ホームとなる関わり・つながり）を提供できるよう活動している。

子どもたちの同行支援をすることで見えてきたことは大きく、児童相談所、一時保護所、警察、医療、学校、役所・ハローワーク、各所では、子どもがひとりで行くには厳しい・行きたくなくなるような状況を知った。課題は大きく、子ども（本人）が一人で支援につながろうとするのは難しいと感じる。支援機関に出向いたとしても、対応する職員によって対応が変わることや動かないことも。どの機関においても、虐待や性暴力に対する知識、青少年への理解がある人と出会えるかによって大差が生じる。

仁藤さんの講演の後、警視庁 JK ビジネス犯罪防止対策担当岡田警部より、「いわゆる JK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書」について説明があり、JK ビジネスの現状、現状行われている犯罪防止対策について知った。

講師の講演を聞いたのは二回目である。2016 年に函館で行われた講演では、事前に著書を読んでいたとはいえ、ショッキングな現実をつきつけられたようでショックが大きかった。今回は、二回目なので下地がある状態で話を聞くことができたのだが、やはり子どもを取り巻く環境の厳しさを感じ、「諦めている」子ども達に何をなすべきか、「諦めない」子どもが育つために何が必要なのかについて考える機会になった。本講座の中で、最後に語られたのは「子どもたちに必要なのは特別な支援ではなくて、当たり前の日常」ということ。家庭において確保されるべき当たり前の日常をおくれない子ども達がいるという現実がある限り、特定の支援をしないとしないのだが、その時に「当たり前の日常」に近い環境を設定して支援することが大切であると受け止めた。

貧困や自死については、複雑な要因が絡み合ってそのような結果になっていることが多い。困難にある子どもたちも同様である。函館においても、（非常に見えにくい）困難を抱えた子どもが多く、性産業に巻き込まれている例も耳にする。上に挙げたように、子ども達が安心できる日常に近い支援と共に、未然に防げるような「諦めない」子どもに育つような取り組みができないものか考えていきたいと思う。

2) 講師は、避難の協同センター 満田夏花氏、原発事故被害者団体連絡会 武藤類子氏。

満田さんからは、住宅提供の打ちきりと追いつめられる原発事故避難者たちの現状について報告があった。福島県からの避難者では、県内への避難が約 42,000 人、県外への避難が約 40,000 人（2016 年 12 月）。東京が最も多く、埼玉、茨城、新潟、神奈川、山形と続く。北海道への避難は 1200 人程度。区域外（自主的）避難者に関しては賠償も支援もなく、多くが子どもたちを守るためという理由で避

難している。福島県内 23 市町村では 2011 年 12 月に「自主的避難等対象区域」が設定されたが、一律一人 8 万円という支援（避難に係る経費をカバーするにはほど遠い）。その後、帰還促進政策が進み、居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除目標は 2017 年 3 月、避難指示解除時期に関らず、2018 年 3 月には精神的賠償打ち切りとなる。借り上げ住宅制度（災害救助法に基づく「みなし仮設住宅」）は、避難先自治体が民間賃貸住宅を借り上げ、または応急仮設住宅として位置付けた公営住宅等を避難者に提供し、自治体はその費用を非難元（福島県）に求償、最終的に国庫が 9 割負担する、となっている。原因者がいる場合、国は原因者に求償となっているが、国は東京電力へ請求していない。この仮設住宅は、契約を毎年更新しないとしない。この制度自体は阪神大震災の時にできたものであり、長引くことを想定されていなかった。原子力災害という未だ出口の見えない災害の場合、そぐわないのではないかという意見もあったようだが、具体的動きにはならなかったとのこと。その上で、自主避難者がおかれている状況をみると、東電からの定期的な賠償はなく、借り上げ住宅が唯一の支援であるが、2017 年 3 月に住宅支援は終了された。このような中で、都道府県単位で独自支援を行う自治体も出てきており、北海道は道営住宅の無償提供を 1 年延長。新たに入居枠も設けた。自治体によっては無償提供の延長を打ち出しているところもあるが、それにしても期限はあり、避難者にとっての精神的苦痛と不安は続く。国に対して、住宅提供の期限延長を求めると共に、抜本的な原子力災害被害者の支援の法制化が必要。

武藤さんからは、福島の実況と住宅問題について報告があった。住宅無償提供を打ち切る理由としては、福島県からの回答は「応急救助という災害救助法の基本的な考え方からこれ以上の延長は困難と判断」ということであった。法定の年間 1 ミリシーベルトまで放射線量が下がっていないのに、避難区域を解除し、その区域の住民に対する精神的損害賠償や避難先の住宅無償提供が打ち切られていることを、原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）の共同代表として強く訴えていた。

その後、市街地に置かれる除染廃棄物（山積みになったフレコンバック）の画像や、仮置き場がなければ家の庭に埋められる汚染土を見た（埋める庭がなければ「除染太郎」と名前がついた腐食しない合成樹脂製の専用容器に保管される）。また、飯館村で稼働された仮設焼却施設の様子や環境創造センター（放射性物質により汚染された環境を早急に回復し、将来にわたって安心して暮らせる環境を創造することを目的として福島県が設置する施設）についても画像を見ると同時に触れられた。ひだんれんとしての県との交渉や福島県民健康調査の甲状腺検査結果、県知事への直訴状についても話され、6 年経ってもなお安定した生活を送れておらず、別の問題が浮かび上がっていることが分かった。

離れているとつい風化していくように感じられることがある原発の問題。原子

力緊急事態宣言は、現在も発令中であり非常事態である。放射性物質を含む汚染水が現在も大量に発生し続けている。加えて、自主避難者の住宅無償提供に必要な費用は約 70 億円、一方除染に費やされた費用は約 3 兆円で今後も増えていく。出口の見えない災害が継続中であることを改めて感じたのと、区域外とはいえ安全と思えない地域を出た人、突然家を追われた人への支援ができないような国なのだろうか、と考えさせられた。

- 3) 主なスピーカーは全国会員の 4 名。コメンテーターは元我孫子市長で元消費者庁長官の福島浩彦氏。

報告 1：会議規則への産体育休・介護休暇の位置づけ 埼玉県越谷市議 松田典子氏
2016 年 3 月に松田さんは 3 月議会を欠席して出産した。ちょうど越谷市議会規則の改正が行われたのが前年の 2015 年 6 月。議会規則改正後の出産第一号となった。これは全国的な流れであり、これまで多くの自治体で、議会の欠席の届出に関し、「事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時間までに議長に届け出なければならない」としていたものに、「出産」が追加された（自治体によっては、「事故」を「公務、疾病、出産その他の事故」等と具体的に改正しているところもある）。これまでも「事故」には出産を含むという解釈の下で欠席することは可能であったが、「事故≠思いがけずに起きた悪い出来事」というイメージから、出産≠事故、次世代の子どもを生むことを事故という扱いをしてほしくないということから全国的な動きにつながっている。

報告 2：超党派女性議員で協力する 千葉県松戸市議 中田京氏

松戸市議会には女性議員が 8 名 (44 名中)。中心となる最大会派の女性議員がおり、全員が仲良く、女性政策については超党派で取り組む伝統が続いているとのことであった。また女性議員と女性理事者との懇談の機会やランチ会があるとのこと。

報告 3：課題提起としての事例紹介 議会傍聴や議会報告会の実施について 東京都小平市議 日向みさ子氏

議会基本条例は、市民が議会をしばるもの。自治基本条例は市民が首長と議会をしばるもの。小平市では 5 年もの年月をかけて議会基本条例を制定した。その中で挙げている通り、議会報告会を実施してきたが、参加する市民が減ってきたことにより、報告会形式を再考するように。開かれた議会を目指して、改善しながら進めていく。

報告 4：議会基本条例策定で開かれた議会を 東京都多摩市議 遠藤めい子氏

多摩市は都内で一番早く議会基本条例を制定。市民へのアンケートを行ったところ、80%が議員を知らない、やっていると分からない、どう伝えればよいのか知らない、といった結果が出て、議会基本条例を作ることとなった。その第 6 条では、「市民からの政策提案等」という条項がある。「議会は、市民等からの請

願及び陳情を政策提案等として受け止め、適切、誠実にこれを審議又は委員会で審査するものとします。2 市民は、前項に規定するもののほか、議会に多摩市に関する政策提案等を提出することができるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例の規定に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければなりません。3 委員会の委員長は、当該委員会に諮り、必要に応じて、市民の発言を許可することができます」また主に委員会において議員間討議を経て合意形成するようつとめており、委員会が一致団結して市長へ提案するようにしている。

所感：どの政党・会派にも所属していない全国の女性議員の話聞く機会は、函館市議会でも唯一の無所属である自分にとって貴重でありヒントやエールにもなる。各議員が地元の市議としてどのような活動をしているか、議会の中でどのような立ち位置にあるかは自治体によって千差万別であるが、各種条件の違いを差し引いても彼女たちが成し遂げたいと考えていることには私を含めて共通点がある。手法は異なるけれども、その成し遂げたいことを見据えて地道に活動するしかないのだと感じている。